

「(仮称) 福島県子育て支援に関する条例案」に対する参考人からの意見について

県議会では、「(仮称) 子育て支援に関する条例」を制定するため、参考人として子育て中の方、学識経験者、NPO法人、事業者の方から御意見を伺いました。

参考人の皆様からいただきました御意見は、下記のとおり「(仮称) 子育て支援に関する条例」に反映してまいります。

(1) 実施期日

平成22年7月26日(月)

(2) 参考人

- ・鈴木 典夫 氏 (福島大学行政政策学類准教授)
- ・佐藤 彦一 氏 (田村市教育委員会教育長)
- ・樋口 葉子 氏 (NPO法人白河市民活動支援会副理事長)
- ・須田 和歌子氏 (子育て中の方)
- ・佐藤 奈美 氏 (県発達障がい者支援センター長)
- ・岸 秀年 氏 (福島県中小企業団体中央会理事)

(3) 聽取事項

- ①「(仮称) 子育て支援に関する条例案の骨子」に関する意見
- ②子育て支援に関する課題やご要望

(4) 意見内容及び反映結果

「(仮称) 子育て支援に関する条例案」に関する参考人の意見を参考願います。

「(仮称)子育て支援に関する条例案」に関する参考人の意見

No.	該当項目名	意見等の内容	県議会の考え方
1	第3条 基本理念	子育てのどういうところを支援することが、子育て支援になるのか明記したほうがよい。	条例案の基本計画に基づき、施策が推進されます。
2	第3条 第1号 基本理念	子どもの権利というのは当然尊重されて保守されるべきものだというように思うので、そういう文言はしっかりと明記すべきだと思う。	条例案の基本理念の中に含まれています。
3	第3条 第1号 基本理念	子どもの権利は、学校で生存権も含めて人権教育もやっているので、やはり尊重していく。	同上
4	第3条 第1号 基本理念	「最大限に尊重され、守られること」と文言を修正してもよい。	「権利が尊重される」の中に守られることも含まれています。
5	第3条 第1号 基本理念	子どもの権利の明文化がない。	子育て支援に関する条例であるため、子どもの権利は条例案の基本理念に掲げるにとどめたものです。
6	第3条 第1号 基本理念	子どもの権利は、条文できちんと出してもらいたい。	同上
7	第3条 第3号 基本理念	「子育て支援をする機関、団体」との文言が入っているので、具体的な中身を条例に入れてもらい、県及び市町村と連携して、子育て支援に取り組んでいくことで団体等の活動をやらせてもらいたい。	条例案の基本計画に基づき、施策が推進されます。
8	第4条 県の責務	県の責務として、市町村への協力を明示すべき。	県は、市町村、県民、事業者などとも相互に連携し、協力しながら社会全体で推進する旨、条例案の基本理念に規定しています。
9	第4条 県の責務	県が市町村を指導するとして、どこまで指導する力があるのか。県も財政難だが、もちろん市町村も財政難なので、今いる人の中で何ができるのかが重要であり、県内で統一してやるという思いをもう少し出してもらいたい。	同上
10	第5条 県民の責務	子育て支援に対して、地域の責務や役割をどうとらえるか。	子育て支援において、地域社会の果たすべき役割が大切であることから、その旨を考慮して規定します。
11	第5条 県民の責務	「子育て支援をする団体の役割」のような形で、条文化してもらいたい。	条例案の基本理念の中で、県、市町村、県民、事業者その他子育て支援対策に取り組む機関又は団体が相互に連携し、協力する旨、規定しています。
12	第6条 事業者の責務	子育てしやすい条件は、会社や本人だけが負うのではなく、社会全体で負っていかないとできないだろう。条例をつくり魂を入れる場合には、その辺のことを整備し、派生した問題も解決していかないと恐らく無理だろう。	条例案の基本理念にあるように、社会全体で推進する旨、規定しています。
13	第8条 子どもへの願い	名称を「子どもの役割」としなかったのはよかったです。	「子どもへの願い」は削除し、前文や基本理念の中にその旨を規定します。
14	第8条 子どもへの願い	この条項は、条例に合うのかどうかわからない。	同上

「(仮称) 子育て支援に関する条例案」に関する参考人の意見

No.	該当項目名	意見等の内容	県議会の考え方
15	第8条 子どもへの願い	この条項は前文に書いてよいのではないか。	「子どもへの願い」は削除し、前文や基本理念の中にその旨を規定します。
16	第8条 子どもへの願い	「感謝の気持ちを忘れずに」というのは、大人目線ではないか。家庭の中で感謝の気持ちを忘れないようにしようと明示すると、思想・信条にかかわることをなぜ規定するのかと受け止められる可能性がある。	同上
17	第8条 子どもへの願い	人としての生き方を教えるのは保護者の役割であり、子どもへの願いにはやはり抵抗がある。第8条で願っている内容となるように大人たちが支援すべきで、その支援体制をつくらないのに大人がこれを文章として出すのはおかしい。	同上
18	第8条 子どもへの願い	「自らの命を大切にし」という言葉は、自閉症の子どもは難しいという話があったが、本来は必要だろう。それをできない子どもに対してはどのようにするかがあれば、この文言でよい。	同上
19	第9条 基本的施策	規定した各項目以外に、○○を整え△△するという形で言えば、「○○のための地域を育てる」という観点での施策もある。	条例案の基本理念にのっとり、基本的施策を総合的かつ計画的に推進する中で、地域を育てることを含んでいます。
20	第9条 基本的施策	基本的施策には、よいことが数多く規定されている。これはすごくお金がかかるが、全部実現できたなら何も言ふことはない。	条例案の基本的施策を総合的かつ計画的に推進するため、基本計画の策定を義務付け、その計画に基づき施策を推進します。
21	第9条 基本的施策	条例が制定された後、実際どういう施策を実施するかが問題になると思う。	同上
22	第9条 基本的施策	文言はすばらしいが、大きくお金が動くという問題がある。結局、県として子どもの支援について何を考えているのかわからない。	同上
23	第9条 第2号 基本的施策	生きた条例にしてくれるのであれば、基本的施策にある「子どもを生み、育てるものの経済的負担の軽減」をまず図ってもらいたい。	同上
24	第9条 第3号 基本的施策	基本的施策にある「子どもを生み、育てる者の相談・情報提供の整備」は必要だ。	条例案の基本的施策に規定しています。
25	第9条 第8号 基本的施策	「総合的な連携」というものを入れておいたほうが、具体的になる。	骨子の基本的施策（8）の「総合的に連携推進する」に関しては、条例案に推進体制の整備として規定しています。
26	第9条 第8号 基本的施策	固定化した総合化である「拠点」とアメーバという「介入」の仕組みを持つのであれば、包括的という言葉を使うほうがよいのかもしれない。	条例案の推進体制の整備に規定しています。

「(仮称) 子育て支援に関する条例案」に関する参考人の意見

No.	該当項目名	意見等の内容	県議会の考え方
27	第9条 第8号	基本的施策 市町村が実施する子育て支援に関する施策は、市町村が手を挙げて予算をもらい実施している状況なので、やりたくてもできない町村が出てきている感じがする。特に乳幼児に関しては市町村単位ではなく、広域的に手を組み実施可能であることを盛り込んでもらいたい。	条例案の基本理念にあるように、相互に連携し、協力する旨、規定しています。
28	その他	この条例は、具体的に何ができるかということを常に念頭に置いて、それぞれの地域で何をしているか、何をしてほしいかをシミュレーションし、具体的な実効ある条例にしてほしい。	条例案では、基本的施策を推進するため、基本計画の策定を義務付け、知事はこの計画に基づき施策を推進することとなります。計画を策定する際は、パブリックコメントや県民からのアンケートなどを踏まえ、施策を開いています。